

## 茨城県生物多様性地域戦略の策定方針について

### 1 戰略策定の背景

- ・「生物多様性基本法」(H20.6) の施行  
※法第13条 都道府県における地域戦略策定の努力義務が規定
- ・「生物多様性国家戦略 2012-2020」(H24.9閣議決定) における数値目標  
※平成32年度までに全都道府県が生物多様性地域戦略策定に着手
- ・第3次茨城県環境基本計画(H25~H34)で、生物多様性地域戦略策定が位置付け

### 2 戰略策定の基本的考え方

#### (1) 趣旨・目的

- ・多様な生物が、相互に関わりを持ちながら多様な生態系を形成しており、こうした生物の豊かな個性とつながり、「生物多様性」によって、日々の生活は、衣服や食料、住居、医療、文化芸術や教育、生活環境や防災、経済産業の分野に至るまで生物多様性の恵みの上に成り立っている。
- ・近年、開発や乱獲、資源の過剰利用や土地の改変、外来生物による生態系の搅乱、さらには地球温暖化や環境汚染など、身近なところで生物多様性に及ぼす影響が懸念されており、重要な課題となっている。
- ・生物多様性の恵みを次の世代へと引き継いでいくために、県民が身近な自然の中にも貴重な動植物が多数存在し、その保全・保護が必要であることを認識するとともに、県民や民間団体、事業者、行政など様々な主体が生物多様性の保全に取り組むことにより、人と多様な生物が共存する社会の実現を目指す。

#### (2) 計画の期間

10年間(H26~35年度)

### 3 戰略の性格と役割

- ・生物多様性基本法に基づく茨城県内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画とする。  
※地域戦略において定めるべき事項(生物多様性基本法第13条第2項)
  - ①生物多様性地域戦略の対象区域 …茨城県全域
  - ②生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標 …現状と要因そして目標等
  - ③生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策 …具体的にどのように対応していくべきか等
- ・さらに、第3次茨城県環境基本計画(H25~H34)における施策の柱の一つに「生物多様性の保全と持続可能な利用」が位置付けられており、県民が将来にわたって生物多様性がもたらす恵みを享受できるよう、様々な主体と連携・協働しながら、本県における生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた重点的な取組を示す。

### 4 策定体制

- ①専門家による策定委員会(大学・研究機関、企業・団体、行政機関等)
- ②府内関係課による検討部会
- ③民間団体や市町村等との調整・意見聴取、パブリックコメント等

### 5 策定スケジュール … 別紙のとおり

## 生物多様性地域戦略策定スケジュール

	戦略策定委員会	事務局（環境政策課）		
		委員会関係	県民等からの意見聴取関係・その他	
6月	委員会設置			
7月	第1回（6月27日） (スケジュール、策定方針等)  * 委員長等と調整	○現状と課題の整理、骨子案作成	アンケート実施 →約200団体 (環境関係NPO等)	民間団体へのヒアリング →10団体程度
8月				
9月	第2回（9月中旬） (現状と課題の整理、骨子案の検討)		アンケートの取りまとめ →現状と課題の整理等に反映	ヒアリング結果の取りまとめ →現状と課題の整理等へ反映
10月	* 委員長等と調整	○中間とりまとめ作成		
11月				
12月	第3回（11月下旬） (中間とりまとめ案の検討)		市町村の意見聴取	県民の意見聴取
1月	* 委員長等と調整	○素案の作成	市町村の意見とりまとめ →素案へ反映	県民等の意見とりまとめ →素案へ反映
2月	第4回（2月中旬） (素案の検討) ★茨城県環境審議会へ説明（意見） ★茨城県自然環境保全審議会へ説明（意見）	○素案の調整		
3月	* 委員長等と調整			
			パブリックコメントの実施	
H26 年度	4月	○戦略（最終）案の作成	→素案への意見募集 (30日以上)	
	5月		パブコメの取りまとめ	→戦略案へ反映
	6月	* 委員長等との調整		
	7月	<b>生物多様性地域戦略決定</b>		
	8月	★茨城県環境審議会へ報告 ★茨城県自然環境保全審議会へ報告	・地域戦略の周知・広報 ・生物多様性の普及啓発（生物多様性フォーラム等）	